

新型コロナウイルス感染症対策

消費喚起助成金

対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上減や集客低下に対し、新たに販路拡大、集客回復に資する取組を開始した市内の小規模事業者で、下妻市商工会の会員であるもの

対象外業種

- ・金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
- ・遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等公序良俗に反する業種

助成金額

上限 10 万円、補助率 10 分の 10
(予定していた予算額を上回る場合は、抽選もしくは補助率が 10 分の 10 以下になる場合があります。)

対象事業

新たに販路開拓、顧客獲得に資する事業
集客回復に資するイベント事業 等
(イベント事業については、新型コロナウイルス感染症拡大収束後に行うものに限ります。)

助成対象費用

消耗品費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料等

申請期間

令和 2 年 5 月 1 8 日(月)～令和 2 年 5 月 2 9 日(金)※先着順ではありません。
(予定予算額に達しない場合は、申請期間後も随時受付します。)

予定予算額

5 0 0 万円

対象外費用

- ・メニュー（新規商品の材料費や値引きセットの差額分等）に係る経費
- ・助成対象者自らの飲食、人件費、謝礼、記念品等に係る経費
- ・特典・上乘せ等の経費や金券の購入費
- ・燃料費、光熱水費、備品購入費、原材料費
- ・既存事業と新規事業の区別がつかない経費 等

▶お問い合わせ先

下妻市役所商工観光課
下妻市鬼怒 2 3 0（下妻市役所千代川庁舎内）
☎ 0 2 9 6 - 4 5 - 8 9 9 3

